

「2023 年度 マンション管理士 出る順！ 1 日 1 時間過去問講座」
をご受講の皆様へ 訂正情報のご案内

この度は、『2023 年度 マンション管理士 出る順！ 1 日 1 時間過去問講座』をご受講いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんが、上記の通信講座内の講義において、講師の解説に不適切な点がございました。なお、この点につきテキストの表記に誤りはありません。お手数をおかけいたしますが、下表のとおり、訂正の上ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

	訂正前	訂正後
第 4 回 p268 2019 年度 問 19 肢 2 についての解説	<u>権利変換計画及びその変更については、組合員の議決権及び持分割合の各 4 分の 3 以上の多数で足りるから誤りであると説明</u>	<u>組合の解散については、組合員の議決権及び持分割合の各 4 分の 3 以上の多数で足りるから誤りであると説明</u>

【訂正を要する理由】

権利変換計画及びその変更については、組合員の議決権及び持分割合の各 5 分の 4 以上で決する（マンション建替え円滑化法 30 条 3 項、27 条 7 号）ことから、権利変換計画及びその変更についての問題肢の記載に誤っている点はない。他方、組合の解散は、テキストの解説記載のとおり、組合員の議決権及び持分割合の各 4 分の 3 以上で決することから、各 5 分の 4 以上の多数による決議は不要で、問題肢の記載は、この点で誤っている。

また、万が一、その他の訂正が生じた場合は、LEC マンション管理士・管理業務主任者ホームページ（アドレス <https://www.lec-jp.com/mankan/info/teisei/book.html>）にて訂正情報を掲載いたします。ご確認のほどよろしくお願いたします。

令和 5 年 8 月
LEC 東京リーガルマインド
マンション管理士・管理業務主任者事業本部